

平成二十三年第二回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

第 1 号 平成 23 年 11 月 22 日（火）

| | |
|---|-----|
| 議事日程 第 1 号 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 2 |
| 出席書記氏名 | 2 |
| 開会・開議 | 3 |
| 議席の指定（日程第 1） | 3 |
| 会議録署名議員の指名（日程第 2） | 3 |
| 会期の決定（日程第 3） | 3 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 副議長の選挙（日程第 4） | 3 |
| 当選告知 | 4 |
| 副議長あいさつ（蛸島敏春君） | 4 |
| 議案 6 件一括議題（日程第 5 - 10） | 5 |
| 提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君） | 5 |
| " 会計管理者（須藤悟君） | 7 |
| 議案 1 件（副広域連合長の選任について・日程第 11） | 1 2 |
| 提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君） | 1 2 |
| 発言の申し出 越善靖夫君 | 1 3 |
| 議案 1 件（青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について・日程第 12） | 1 3 |
| 提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君） | 1 3 |
| 報告（青後広監第 5 号・日程第 13） | 1 4 |
| 発言の申し出 広域連合長（鹿内博君） | 1 4 |
| 閉会 | 1 4 |

議事日程 第 1 号

平成 23 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成 23 年 11 月 22 日（火曜日） 午後 2 時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
(諸般の報告)
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 議案第 8 号 専決処分の承認について
(平成 2 3 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号))
- 第 6 議案第 9 号 専決処分の承認について
(青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 7 議案第 1 0 号 平成 2 3 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 9 議案第 1 2 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 1 0 議案第 1 3 号 決算の認定について
(平成 2 2 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)
- 第 1 1 議案第 1 4 号 副広域連合長の選任について
- 第 1 2 議案第 1 5 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 3 青後広監第 5 号 例月出納検査報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

| | |
|-----|--------|
| 1番 | 花田明仁君 |
| 4番 | 中田博文君 |
| 5番 | 平山誠敏君 |
| 6番 | 小山田久君 |
| 7番 | 馬場騎一君 |
| 8番 | 宮下順一郎君 |
| 9番 | 山本清秋君 |
| 10番 | 田中友彦君 |
| 11番 | 三津谷公雄君 |
| 13番 | 山田年伸君 |
| 15番 | 安田弘君 |
| 16番 | 小野俊逸君 |
| 17番 | 吉田豊君 |
| 18番 | 蛸島敏春君 |

欠席議員（4名）

| | |
|-----|-------|
| 2番 | 葛西憲之君 |
| 3番 | 小林眞君 |
| 12番 | 森内勇君 |
| 19番 | 松橋良則君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|--------|
| 広域連合長 | 鹿内博君 |
| 代表監査委員 | 柿崎俊雄君 |
| 事務局長 | 柿崎直春君 |
| 会計管理者 | 須藤悟君 |
| 業務課長 | 伊丸岡裕之君 |

出席書記氏名

| | |
|-----|------|
| 書記長 | 横内清 |
| 書記 | 淋代充子 |
| 書記 | 磯野裕子 |

午後 2 時開会

議長（花田明仁君） これより、平成 23 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会議定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 議席の指定

議長（花田明仁君） 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回、新たに当選された議員の議席に関連し、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において議席を変更し、ただいま御着席のとおり指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

議長（花田明仁君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、11 番三津谷公雄議員及び 13 番山田年伸議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

議長（花田明仁君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

議長（花田明仁君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

諸般の報告

議長（花田明仁君） この際、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の異動についてであります。お手元に配付しております広域連合議員異動報告書のとおりでございます。

日程第 4 副議長の選挙

議長（花田明仁君） 日程第 4 「副議長の選挙」を行います。

議長（花田明仁君） お諮りいたします。

選挙方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙方法は、指名推選によることに決しました。

議長（花田明仁君） お諮りいたします。

指名の方法については、議長において、指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、18番蛸島敏春議員を指名いたします。

議長（花田明仁君） お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました18番蛸島敏春議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました18番蛸島敏春議員が副議長に当選されました。

議長（花田明仁君） ただいま、副議長に当選されました18番蛸島敏春議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

議長（花田明仁君） この際、副議長に当選されました蛸島敏春議員の当選承諾のあいさつをお願いいたします。

登壇願います。

〔副議長蛸島敏春君登壇〕

副議長（蛸島敏春君） ただいま御指名を受けました風間浦村議会の議長の蛸島敏春と申します。よろしく願います。

ただいま議員各位の御推挙により、広域連合議会副議長に御指名いただきました風間浦村議会議長の蛸島敏春でございます。

制度施行4年目となる後期高齢者医療制度につきましては、制度の定着化と安定的な運営がなされておりますものの、国におきましては、現行の制度を廃止し、新たな高齢者医療制度へ移行したいとして、平成21年の政権交代以降、様々な議論がなされてきておりますが、依然として新たな医療制度の具体的な姿が見えない状況下でございます。

当広域連合議会といたしましては、いかなる状況下にございまして、高齢者の皆様に住む地域で、安心して安定した医療の提供を受けられるよう、医療制度の運営をしっかりと見守り、時には発言をしていくという大変重要な役割を担っているものと考えております。

この度は、このような時期に広域連合議会の副議長という重要な職務を与えられ、誠に身の引き締まる思いをしております。

微力ではございますが、議長を補佐し、議会の円滑な運営を図られますよう全力を尽くして参る所存でございますので、どうか皆様方の一層の御指導、御協力をお願い申し上げて、就任の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

日程第5 議案第8号 専決処分の承認について（平成23年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））～

日程第10 議案第13号 決算の認定について（平成22年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）

議長（花田明仁君） 日程第5議案第8号「専決処分の承認について」から日程第10議案第13号「決算の認定について」までの計6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

広域連合長（鹿内博君） 平成23年第2回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、議案の概要について御説明申し上げる前に、一言御挨拶を申し上げます。

本年3月11日に発生しました東日本大震災は、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、巨大津波の襲来、さらには原子力発電施設の事故を誘発をし、未曾有の大災害となりました。

本県におきましても、この大震災により、特に太平洋側地域の八戸市、三沢市、おいらせ町及び階上町においては、尊い人命が奪われたのみならず、住居の損壊並びに農業、漁業、港湾及び工場施設等に甚大な被害を受け、長期間にわたり多くの方々が避難所での生活を送ることとなったところであります。

あの東日本大震災の発生から8ヶ月余りが経過をし、被災地域では復旧から復興へ向けて歩み始めてはおりますものの、今もなお、1,000人以上の方々の本県において避難生活を余儀なくされ、不便な生活を強いられておられることに、大変心を痛めている次第でございます。

東日本大震災により亡くなられた方々や残された御遺族の方々に対しまして哀悼の意を表しますとともに、被災をされ、避難生活を送られておられるの方々に対して、一日も早く住み慣れた故郷で心安らかな生活を送ることができるよう、心よりご祈念申し上げます。

さて、国におきましては、東日本大震災発生後から医療、福祉及び社会保険等に対する被災者救済措置を矢継ぎ早に実施をし、各医療保険者や保険医療機関等の関係団体へ通知されているところであります。

当広域連合におきましては、国からの通知を受け、被災した被保険者が一定の要件に該当する場合には、医療費に係る一部負担金並びに入院時食事療養費や入院時生活療養費等に係る自己負担額を免除することとし、また、保険料につきましては、3月11日に災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された県内の市町村に住所を有していた方のみならず、同日以後に同法の適用を受けた県外の市町村から転入をしてきた方であって、か

つ、一定の要件に該当する被保険者に対しましては、3月11日から翌年3月31日までの間に納期限が到来する平成22年度分及び平成23年度分の保険料について減額又は免除することができるよう条例等の整備を行ったところであります。

今後におきましても、当広域連合といたしましては、国の状況変化等に適時・適切に対応することができるよう努めて参ります。

一方、新たな高齢者医療制度につきましては、国において、昨年12月に高齢者医療制度改革会議において取りまとめられた改革案を踏まえた法案の提出時期を当初本年としておりましたが、政府・与党が6月に決定をした「社会保障・税一体改革成案」において、後期高齢者医療制度の見直しを盛り込む医療保険制度改革法案の提出時期を税制抜本改革とともに来年以降の国会へ先送りするとの見通しが示されたところであり、いまだ先行きは不透明な状況となっております。

このような高齢者医療を取り巻く環境には課題が山積をしておりますが、これまで家庭や社会のために長年尽くされてこられた高齢者の方々が、医療に対する不安を持つことなく安心して十分な医療サービスの提供を受けることができるよう、県内各市町村との連携をより一層密にし、広域連合としての運営責任を果たして参る所存でありますので、議員の皆様には、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案のうち議案第8号から議案第13号までの6件の議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第8号及び議案第9号の2件の専決処分の承認についてであります。

議案第8号平成23年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、平成23年7月27日に専決処分したものであります。

保険給付費に係る国、県及び市町村からの負担金並びに社会保険診療報酬支払基金からの交付金については、保険給付費の確定により翌年度において精算されることとなり、このうち、支払基金からの交付金については、平成22年度交付金の確定通知により返還額が示され、平成23年8月16日までに返還する必要があったことから、所要の措置を講じたものであります。

その結果、補正額は、4億9895万余円の増額補正となり、予算規模は1464億1157万余円となったものであります。

議案第9号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国において被災した被保険者に係る保険料の減免についての方針が示されたことから、平成23年6月29日に専決処分したものであり、東日本大震災により被災された被保険者に対する保険料減免の特例を新設するとともに、今後におきましても同様の災害等その他不測の事態等にも対応できるようにするため、減免等に係る要件の整備を行ったものであります。

なお、この2件は、いずれも地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分したものであります。

何とぞ御承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 10 号平成 23 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成 22 年度決算において剰余金が生じたこと、また、事務費等の精査に伴う減額が見込まれることから、これらを財源として平成 23 年度予算に係る共通経費負担金の軽減を図るものであります。

その結果、今回の補正額は 412 万余円の減額補正となり、予算規模は、4 億 7733 万余円となります。

次に、議案第 11 号平成 23 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、東日本大震災で被災した被保険者を対象に実施した保険料の減免及び一部負担金等の免除に対する国からの財政措置が示されたことから、所要の調整を行うものであります。

その結果、今回の補正額は 973 万円の増額補正となり、予算規模は、1464 億 2130 万余円となります。

次に、議案第 12 号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、青森県市町村総合事務組合の構成団体として新たに弘前市を加入させることとし、また、当該組合の共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務を拡充するため市町村税滞納整理機構を設置することから、当組合を組織する地方公共団体数の増加及び市町村総合事務組合規約の変更について、青森県市町村総合事務組合から協議を求められたものであります。

最後に、議案第 13 号平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。その詳細については、会計管理者から御説明させたいと存じます。

以上が、議案第 8 号から議案第 13 号までの概要であります。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（花田明仁君） 次に、平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者須藤悟君登壇〕

会計管理者（須藤悟君） それでは、平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

議案第 13 号の 20 頁をお開き願います。決算総括表でございますが、一般会計、特別会計合わせまして、予算現額合計が 1414 億 2676 万 2000 円、歳入決算額総額が 1405 億 3771 万 7025 円、歳出決算額総額が 1373 億 6043 万 9845 円で、差引総額が 31 億 7727 万 7180 円となっております。

続いて、21頁目をお開きください。平成22年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計では、当初予算額を5億1108万2000円としましたが、平成22年第2回定例会などにおいて補正したため、予算現額は5億212万6000円となっております。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正な審査などのもとに執行して参りました結果、決算額につきましては、歳入は5億216万5470円で、予算現額に対する収入率が100%、歳出は4億8140万4068円で、予算現額に対する執行率が95.9%となり、この結果、歳入・歳出差引残額は2076万1402円になりました。

この2076万1402円につきましては、23頁にございますように、地方自治法第233条の2の規定などに基つき、2分の1以上に相当する1040万円を財政調整基金に繰入し、残額の1036万1402円につきましては平成23年度の一般会計へ繰越いたしました。

次に、一般会計歳入・歳出の内容につきまして、主なる点を御説明申し上げます。まず、21頁目の歳入についてであります。その主なものといたしましては、第1款「分担金及び負担金」につきましては、市町村共通経費負担金収入として、予算現額4億6158万6000円に対して、決算額は予算現額と同額の4億6158万6000円となりました。

第4款「繰越金」につきましては、平成21年度からの繰越金として、予算現額3541万7000円に対して、決算額は3541万7732円となりました。一方、22頁の歳出についてであります。その主なものといたしましては、第1款「議会費」につきましては、予算現額129万5000円に対して、議員報酬として56万9910円、費用弁償として19万7679円をそれぞれ支出するなど、決算額は84万3329円となりました。

第2款「総務費」につきましては、予算現額4億9083万1000円に対して、市町村派遣職員の給与費負担金として1億700万5816円、後期高齢者医療特別会計への繰出金として3億2451万1493円をそれぞれ支出するなど、決算額は4億8056万739円となりました。

次に、歳出の不用額2072万1932円につきまして、主なものを御説明申し上げます。

第2款「総務費」の1027万261円につきましては、国保連への業務委託料等の後期高齢者医療特別会計への繰出金の予算執行残額として710万7507円が不用額となっております。

続きまして、24頁目をお開きください。平成22年度青森県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計では、当初予算額を1407億26万1000円としましたが、平成22年第2回定例会などにおいて補正したため、予算現額は1409億2463万6000円となっております。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正

な審査などのもとに執行して参りました結果、決算額につきましては、歳入は1400億3555万1555円で、予算現額に対する収入率が99.4%、歳出は1368億7903万5777円で、予算現額に対する執行率が97.1%となり、この結果、歳入・歳出差引残額は31億5651万5778円になりました。この31億5651万5778円につきましては、28頁にございますように、地方自治法第233条の2の規定などに基づき、2分の1以上に相当する16億円を後期高齢者医療財政調整基金に繰入し、残額の15億5651万5778円につきましては平成23年度の後期高齢者医療特別会計へ繰越いたしました。

次に、特別会計歳入・歳出の内容につきまして、主なる点を御説明申し上げます。まず、24頁の歳入についてであります。その主なものといたしましては、第1款「市町村支出金」につきましては、保険料等負担金収入などとして、予算現額212億2415万7000円に対して、決算額は212億1077万5224円となりました。

第2款「国庫支出金」につきましては、療養給付費負担金収入などとして、予算現額475億9551万6000円に対して、決算額は474億7083万3280円となりました。

第3款「県支出金」につきましては、療養給付費負担金収入などとして、予算現額113億1006万5000円に対して、決算額は112億4648万4037円となりました。

第4款「支払基金交付金」につきましては、後期高齢者交付金収入として、予算現額553億2215万4000円に対して、決算額は546億4293万4000円となりました。

第10款「諸収入」につきましては、予算現額4493万9000円に対しまして、決算額が7914万4092円となりました。なお、3項「雑入」の収入未済の主なものは、診療報酬等過誤返納金であります。一方、26頁の歳出についてであります。その主なものといたしましては、第1款「総務費」につきましては、予算現額14億3721万2000円に対して、後期高齢者医療制度臨時特例基金などへの積立金として10億6495万5364円を支出するなど、決算額は14億1922万7310円となりました。

第2款「保険給付費」につきましては、予算現額1356億8316万8000円に対して、療養給付費として1297億5713万8242円、療養費として7億4149万2382円、高額療養費として10億7298万836円、葬祭費として5億3520万円をそれぞれ支出するなど、決算額は1327億7305万8446円となりました。

次に、歳出の不用額40億4560万223円について、主なものを御説明申し上げます。

第2款「保険給付費」の29億1010万9554円につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費などの予算執行残額でございます。

以上、平成22年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要を御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（花田明仁君） 議案第8号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御質疑なしと認めます。
議案第8号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第8号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第8号については、承認することに決しました。
議案第9号について、これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御質疑なしと認めます。
議案第9号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第9号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第9号については、承認することに決しました。
議案第10号について、これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御質疑なしと認めます。
議案第10号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第10号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 11 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御質疑なしと認めます。

議案第 11 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 11 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 12 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御質疑なしと認めます。

議案第 12 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 12 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 13 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御質疑なしと認めます。

議案第 13 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 13 号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号については、認定することに決しました。

日程第 11 議案第 14 号 副広域連合長の選任について

議長（花田明仁君） 日程第 11 議案第 14 号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

議長（花田明仁君） 提案理由の説明を求めます。 広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

広域連合長（鹿内博君） 議案第 14 号について御説明申し上げます。

平成 21 年第 1 回臨時会において御同意をいただき、選任いたしました副広域連合長逢坂雄一氏は、去る 8 月 4 日をもって辞任いたしました。そこで、この後任について慎重に検討した結果、東通村村長越善靖夫君が適任と認められますので、選任したいと存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同氏の経歴についてはお手元に配布いたしましたとおりであります。

議長（花田明仁君） これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 14 号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号については、同意することに決しました。

議長（花田明仁君） この際、先ほど副広域連合長に選任することに同意された越善靖夫君から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

越善靖夫君の登壇を願います。

〔越善靖夫君登壇〕

越前靖夫君 議長のお許しをいただきましたので挨拶を申し上げます。ただいま議員各位の御同意を賜り、副広域連合長に就任させていただきました東通村長の越善でございます。改めてよろしくお願ひ申し上げます。

国において、後期高齢者医療制度の見直し議論がされており、先行きが不透明であります。高齢者が安心して医療を受けるため、現行制度が円滑に運営されるよう、県内40市町村で構成する当広域連合と各市町村の連携が何よりも重要かと考えております。

微力ではございますが、広域連合長の補佐役として議員各位の御支援、御協力を賜りながら後期高齢者医療制度の円滑な運営のため誠心誠意努力して参る所存でございますので、よろしくお願ひを申し上げ、挨拶とさせていただきます。（拍手）

日程第 12 議案第 15 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（花田明仁君） 日程第 12 議案第 15 号「青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議長（花田明仁君） 提案理由の説明を求めます。 広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

広域連合長（鹿内博君） 議案第 15 号について御説明を申し上げます。

青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、青森県人事委員会からの報告及び勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、給料表を改定し、平均 0.2%の引き下げ等を行おうとするものであります。

以上が、議案の概要であります。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（花田明仁君） 議案第 15 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御質疑なしと認めます。

議案第 15 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 15 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号については、原案のとおり可決されました。

日程第 13 青後広監第 5 号 例月出納検査報告

議長（花田明仁君） 日程第 13 青後広監第 5 号「例月出納検査報告」については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

議長（花田明仁君） 閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

広域連合長（鹿内博君） 平成 23 年第 2 回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重なる御審議の結果、原案どおり、専決処分の御承認をはじめ、本年度における所要の補正予算及び規約の変更等の御議決並びに平成 22 年度決算の御認定、さらには人事案件の御同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。

高齢者の医療制度改革を巡りましては、国において、各種団体等との協議が重ねられておりますが、依然として、制度施行までの具体的なスケジュールが明確にされていないなど、先行きは不透明な状況となっております。

当広域連合といたしましては、高齢者の皆様が住まう地域で安心して安定した医療の提供を受けられるよう環境整備に努めることこそが私どもに課せられた責務であると認識しているところでありますことから、より一層、現在の制度が円滑に運営されるよう最大限の努力をして参る所存でありますので、議員各位におかれましては、より一層の御支援と御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

最後に、皆様には、後期高齢者医療広域連合議員のお立場のみならず、それぞれ構成市町村の長又は議会議長さんとして、これから 12 月議会も予定をされているところであり、どうぞ御健勝で益々御活躍をされますよう御祈念を申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

議長（花田明仁君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

閉 会

議長（花田明仁君） これにて、平成 23 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 38 分閉会

署名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議長 花田 明 仁

議員 三津谷 公 雄

議員 山 田 年 伸